

市有財産売払入札実施要綱

1. 売払物件

物件 番号	位 置	地目	地 積 (実測)	建ぺい率 ----- 容積率	用 途	予定価格 (最低入札価格)
1 号	安芸市宝永町 501 番 4	宅地	251.44 m ² (76.06 坪)	60% ----- 200%	未線引き都市計 画区域内(用途指 定なし)	6,763,736 円
2 号	安芸市本町一丁目 104 番 8、104 番 10、 104 番 11	宅地	261.92 m ² (79.23 坪)	70% ----- 400%	未線引き都市計 画区域内(用途指 定なし)	9,900,576 円

2. 現地説明会

行わない。

※希望により現地へご案内します（電話：0887-35-1013）

3. 入札に関する必要書類の配布期間及び配布場所

日 時： 令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 26 日（金）
午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

場 所： 安芸市役所財産管理課（庁舎 1 階 6 番窓口）

4. 入札参加申込期間及び場所

入札物件の入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、期間入札参加
申込書（別記様式第 1 号）により、下記期日までに申し込まなければならない。

入札希望者は、個人にあつては運転免許証等、法人にあつては法人登記簿謄本等の本人
確認ができるものを持参すること。（※郵送の場合は、写しでも可能）

※申込人が代理人である場合は、委任状（別記様式第 2 号）を添付すること。代理人の
本人確認のため、運転免許証等を持参すること。（※郵送の場合は、写しでも可能）

日 時： 令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで
午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

場 所： 安芸市役所財産管理課（庁舎 1 階 6 番窓口）

提出方法： 持参又は郵送（簡易書留）により提出する。（※締切日必着）
（郵送先）

〒784-8501

安芸市土居 82 番地 1 安芸市役所財産管理課（財産係）宛て

5. 入札参加資格を有しない者

次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しその事実があった日から 3 年間が経過しない者
- (3) 入札物件の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 入札物件を暴力団の事務所、公の秩序又は善良な風俗に反するもの、社会通念上不適切と認められるもの、その他これに類するものの用に供しようとする者
 - オ 自己又は自社の経営に暴力団または暴力団員が実質的に関与している者
 - カ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用等している者
 - キ 暴力団又は暴力団員に対し資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ク 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
 - ケ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者
 - サ アからコまでに該当する方の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (5) 本入札にかかる公告、本要項及び安芸市が定める本件入札に関連する諸規定の内容を承諾せず、遵守できない者

6. 入札保証金に関する事項

- (1) 入札希望者は、入札参加申込後、入札金額の 100 分の 5 に相当する額以上（1 円未満切上げ）の入札保証金を本市から交付された納付書を用いて、下記期日までに持参又は振込みにより納付する。

納付期限：令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

※持参の場合 午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (2) 入札保証金は、落札者には契約保証金又は土地代金へ充当し、落札者以外の者には返還する。
- (3) 入札保証金には利息を付さない。
- (4) 落札者が指定日以内に契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。

物件 番号	所在地	入札保証金
1 号	安芸市宝永町 501 番 4	338, 187 円以上
2 号	安芸市本町一丁目 104 番 8、 104 番 10、104 番 11	495, 029 円以上

7. 入札期間及び場所

日 時： 令和 8 年 1 月 5 日（月）午前 8 時 30 分から
令和 8 年 1 月 9 日（金）午後 5 時まで

場 所： 安芸市役所財産管理課（庁舎 1 階 6 番窓口）

提出方法： 持参又は郵送（簡易書留）により提出する。（※締切日必着）
（郵送先）

〒784－8501

安芸市土居 82 番地 1 安芸市役所財産管理課（財産係）宛て

8. 入札方法

（1）入札は一般競争入札による。

（2）入札書は所定の用紙を使用する。封筒に宛名及び入札者名及び住所を記入し、入札書及び入札保証金充当申出書（別記様式第 3 号）、入札保証金返還請求書（別記様式第 7 号）を入れて封入し、持参又は郵送（簡易書留）により提出する。

（※締切日必着）

（3）入札を共同で行う場合は、代表者選任届を添付すること。

9. 入札書の記載

（1）入札書記載の物件の確認

（2）入札日の日付、住所、氏名（共有者は持分も）の記入

（3）捺印

①入札者本人が入札の場合

- ・個人が購入する場合は、本人の印（認印）
- ・法人が購入する場合は、法人の代表者の印

②代理人の入札の記載方法

・本人が個人の場合

委任した者（購入者）の住所、氏名を記入

代理人の住所、氏名を記入

代理人の印（委任状の代理人印と同じ印鑑）を押す

・本人が法人の場合

所在地、名称、代表者の職及び氏名（ゴム印可）を記入

代理人の住所、氏名を記入

代理人の印（委任状の代理人印と同じ印鑑）を押す

（4）入札金額の記入

金額は、単価ではなく総額を記入し、金額の頭に¥マークを記入する。

1 0. 開札日時及び場所

令和 7 年 1 月 13 日（火）午後 1 時 30 分

場所：安芸市役所 2 階第 1 会議室

1 1. 無効入札

地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）及び安芸市契約事務規則第 20 条各号に該当する入札は無効とする。

1 2. 落札者の決定

- （1）開札の結果、本市の定めた予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。
- （2）落札者となる同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、後日日時を指定し、再度入札を行い決定する。

1 3. 特別売却

期間入札で落札されなかった場合は、令和 8 年 1 月 14 日（水）から令和 8 年 3 月 31 日（火）までの期間において、先着順により売却します。

1 4. 売買契約の締結

落札決定の日から起算して 10 日以内に契約を締結すること。契約を締結しない場合は、その落札は無効とする。この場合において、落札者が納付した入札保証金は、本市に帰属するものとする。

※契約には契約額に応じた収入印紙が必要です。

1 5. 売買契約保証金

- （1）契約締結時に、契約保証金として、契約金額（入札金額）の 100 分の 10 に相当する額以上の額を本市に納入すること。
 - ※入札保証金を契約保証金に充当することができます。
 - ※契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は不要です。
- （2）落札者が納入期限までに売買代金を完納しないとき、または契約の条項に定めた義務を履行しない場合は、契約保証金は返還しない。
- （3）契約保証金には利息を付さない。

1 6. 売買代金の納入（入札保証金及び契約保証金を充当後の残金）

契約日から 30 日以内に納入すること。

1 7. 所有権移転登記

売買代金完納後、市名義から落札者名義へ市が所有権移転登記を行う。ただし、登記に必要な登録免許税は落札者の負担とし、売買代金支払い時までに収入印紙か登録免許税の領収書を提出すること。

※不動産登録免許税（収入印紙）

物件 番号	所在地	不動産登録免許税（収入印紙）
1 号	安芸市宝永町 501 番 4	70,900 円
2 号	安芸市本町一丁目 104 番 8、 104 番 10、104 番 11	104,000 円

18. 特記事項

契約締結の日から 5 年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用してはならない。

19. 本要綱に定めのない事項

本要綱に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、安芸市財産規則、同契約事務規則、同会計事務規則の定めるところにより処理する。

入札参加申込、入札、売買契約、所有権移転登記に必要な書類等

1. 入札参加申込に必要なもの

①から②は事前に記入したうえで、③を添付し、持参または郵送（簡易書留）にて提出してください。

①期間入札参加申込書（別記様式第1号）

②入札参加者が代理人である場合の委任状（別記様式第2号）

③本人等の確認ができるもの

運転免許証、法人登記簿謄本等（※郵送の場合は、写しでも可能）

④封筒（任意でご用意いただいたものに、宛名及び入札者名及び住所を記入したもの）
（※郵送の場合のみ）

2. 入札保証金に関する事項

入札参加申込後、本市から交付された納付書を用いて、期日までに持参または振込みにより、納付してください。

入札保証金（入札金額の100分の5に相当する額以上）

物件 番号	所在地	入札保証金
1号	安芸市宝永町501番4	338,187円以上
2号	安芸市本町一丁目104番8、 104番10、104番11	495,029円以上

3. 入札に必要なもの

①から④を記入したうえで、⑤封筒を封入したものを、持参または郵送（簡易書留）にて提出してください。

①入札書（所定の用紙）

②入札を共同で行う場合は、代表者選任届を添付すること。

③入札保証金充当申出書（別記様式第3号）

落札した際に、お預かりした入札保証金を契約保証金（または土地代金）へ充当します。

④入札保証金返還請求書（別記様式第7号）

落札に至らなかった際には、お預かりした入札保証金は口座振込みで返還しますが、口座への返還は、開札日以降5日以上の日数を要しますので、予めご了承ください。

⑤封筒（任意でご用意いただいたものに、宛名及び入札者名及び住所を記入したもの）

4. 売買契約、所有権移転登記に必要なもの

①契約保証金（契約金額の10%以上の額）

②契約保証金充当申出書（別記様式第4号）

入札保証金を契約保証金に充当することができます。

契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、必要ありません。

③契約書添付用収入印紙

契約金額が500万円を超え1千万円以下の場合…5千円

契約金額が1千万円を超え5千万円以下の場合…1万円

④印鑑証明書 1通

⑤住民票抄本（法人の場合は法人登記簿謄本） 1通

5. 土地代金の納入期限までに必要なもの

① 土地代金（契約保証金の残額分）

例：5,000,000 円で落札した場合

$$5,000,000 \text{ 円} - 500,000 \text{ 円} = \boxed{4,500,000 \text{ 円}}$$

※納入期限以内に入金されないときは、契約保証金は本市に帰属します。

② 不動産登録免許税（収入印紙）

物件 番号	所在地	不動産登録免許税（収入印紙）
1 号	安芸市宝永町 501 番 4	70,900 円
2 号	安芸市本町一丁目 104 番 8、 104 番 10、104 番 11	104,000 円

■お問合せ 安芸市役所 財産管理課 財産係 電話 0 8 8 7 - 3 5 - 1 0 1 3